

ATMカードローン規定 新旧対比表

(下線部:改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>3. (貸越極度額)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 当行がやむを得ないものと認めて前記(1)の貸越極度額を超えて当座貸越を行った場合にも、この規定が適用されるものとし、その場合には当行から請求があり次第、お客さまは当行が定める<u>所定</u>の方法・時期に当該極度額超過金額を支払うものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>3. (貸越極度額)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 当行がやむを得ないものと認めて前記(1)の貸越極度額を超えて当座貸越を行った場合にも、この規定が適用されるものとし、その場合には当行から請求があり次第、お客さまは当行が定める<u>(削除)</u>方法・時期に当該極度額超過金額を支払うものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>4. (契約期限等)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 契約期限の到来時にお客さまが満 65 歳以上である場合 (ただし、前記(2)ただし書に定める場合を除く) および期限の 1 カ月前までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によるものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ 期限に当座貸越借入元利金がない場合および期限の翌日以降に当座貸越借入元利金が全額返済された場合は、本取引は当行<u>所定</u>の方法により当然に解約されるものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>4. (契約期限等)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(4) 契約期限の到来時にお客さまが満 65 歳以上である場合 (ただし、前記(2)ただし書に定める場合を除く) および期限の 1 カ月前までに当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によるものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>③ 期限に当座貸越借入元利金がない場合および期限の翌日以降に当座貸越借入元利金が全額返済された場合は、本取引は当行が<u>定める</u>方法により当然に解約されるものとしします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>5. (利息・損害金等)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 利息の支払は、当行<u>所定</u>の手続により約定返済日に当該当座貸越残高に組み入れる方法によることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 金融情勢の変化その他相当の事由により、当行は借入利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとしします。この場合、当行<u>所定</u>の方法により店頭または ATM 機設置場所などに掲示するもの</p>	<p>5. (利息・損害金等)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 利息の支払は、当行が<u>定める</u>手続により約定返済日に当該当座貸越残高に組み入れる方法によることができます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(5) 金融情勢の変化その他相当の事由により、当行は借入利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとしします。この場合、当行の<u>定める</u>方法により店頭または ATM 機設置場所などに掲示するものとし</p>

改 定 前	改 定 後
<p>とします。</p> <p>(略)</p>	<p>す。</p> <p>(略)</p>
<p>6. (約定返済)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前記(1)にかかわらず、当月1日(銀行休業日の場合は前営業日)の当座貸越残高が前月の約定返済日の当座貸越残高に対する約定返済額以下の場合、その返済額の範囲内で、約定返済日の前営業日の当座貸越残高および、前記5(1)所定の利息額の合計額を返済額とします。</p> <p>(略)</p>	<p>6. (約定返済)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前記(1)にかかわらず、当月1日(銀行休業日の場合は前営業日)の当座貸越残高が前月の約定返済日の当座貸越残高に対する約定返済額以下の場合、その返済額の範囲内で、約定返済日の前営業日の当座貸越残高および、前記5(1)の計算方法による利息額の合計額を返済額とします。</p> <p>(略)</p>
<p>8. (任意返済)</p> <p>(略)</p> <p>(3) お客さまは、当行本支店窓口においてクレジットカードと当行所定の入金票の提出により返済することができるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>8. (任意返済)</p> <p>(略)</p> <p>(3) お客さまは、当行本支店窓口においてクレジットカードと当行の定める入金票の提出により返済することができるものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>9. (諸費用の支払い)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前記(1)以外の諸費用は、当行所定の日、方法により、当座貸越残高に組入れるものとします。</p>	<p>9. (諸費用の支払い)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前記(1)以外の諸費用は、当行が別途指定する日、方法により、当座貸越残高に組入れるものとします。</p>
<p>10. (利用手数料)</p> <p>(1) お客さまが当行のATM機を使用して払出しをする場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の利用手数料(以下「手数料」という)を支払うものとします。当行は、この手数料を、払出時に、当行所定の請求書なしでカードローン口座から自動的に引落します。</p> <p>(2) お客さまがATM機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払うものとします。この振込手数料は、払出時に当行所定の請求書なしで、カードローン口座から自動的に引落します。</p> <p>(略)</p>	<p>10. (利用手数料)</p> <p>(1) お客さまが当行のATM機を使用して払出しをする場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の利用手数料(以下「手数料」という)を支払うものとします。当行は、この手数料を、払出時に、当行が定める請求書なしでカードローン口座から自動的に引落します。</p> <p>(2) お客さまがATM機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払うものとします。この振込手数料は、払出時に当行が定める請求書なしで、カードローン口座から自動的に引落します。</p> <p>(略)</p>

改 定 前	改 定 後
<p>11. (ATM 機による払出し)</p> <p>(1) お客さまが ATM 機を使用して払出しをするときは、ATM 機にクイックカードを挿入して届出の暗証と金額をボタンにより操作するものとします。この場合、お客さまが<u>当行所定の請求書を提出する必要はないもの</u>とします。</p> <p>(2) <u>ATM 機による払出しは、ATM 機の機種により 1 千円または 1 万円単位とします。</u></p> <p>(3) <u>お客さまが当行の ATM 機を使用して払出しをする場合、1 回あたりの払出しは、当行が定めた金額の範囲内とします。</u></p> <p>(4) <u>お客さまが当行の ATM 機を使用して払出しをする場合、1 日あたりの払出しは、当行が定めた金額の範囲内とします。</u></p> <p>(5) <u>お客さまが当行の ATM 機を使用して払出しをする場合において、払出金額と前記 10 による手数料金額の合計額が貸越極度額を超えるときは、払出しができないもの</u>とします。</p>	<p>11. (ATM 機による払出し)</p> <p>(1) お客さまが ATM 機を使用して払出しをするときは、ATM 機にクイックカードを挿入して届出の暗証と金額をボタンにより操作するものとします。この場合、お客さまが<u>当行が定める請求書を提出する必要はないもの</u>とします。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>お客さまが当行の ATM 機を使用して払出しをする場合、1 回あたりの払出しは、当行が定めた金額の範囲内とします。</u></p> <p>(3) <u>お客さまが当行の ATM 機を使用して払出しをする場合、1 日あたりの払出しは、当行が定めた金額の範囲内とします。</u></p> <p>(4) <u>お客さまが当行の ATM 機を使用して払出しをする場合において、払出金額と前記 10 による手数料金額の合計額が貸越極度額を超えるときは、払出しができないもの</u>とします。</p>
<p>12. (ATM 機による振込み)</p> <p>(1) お客さまが ATM 機により振込むときは、ATM 機にクイックカードを挿入し、届出の暗証と振込金額等をボタンにより操作するものとします。この場合、お客さまが<u>当行所定の請求書を提出する必要はないもの</u>とします。</p> <p>(略)</p>	<p>12. (ATM 機による振込み)</p> <p>(1) お客さまが ATM 機により振込むときは、ATM 機にクイックカードを挿入し、届出の暗証と振込金額等をボタンにより操作するものとします。この場合、お客さまが<u>当行が定める請求書を提出する必要はないもの</u>とします。</p> <p>(略)</p>
<p>14. (ATM 機故障時等の取扱い)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前記(1)により払出または返済する場合には、お客さまは、<u>当行所定の請求書</u>または入金票に氏名および金額を記入のうえ、クイックカードとともに提出するものとします。</p> <p>(3) 停電、故障等により ATM 機による振込みができないときは、お客さまは、前記(2)により当行本支店の窓口で、クイックカードによ</p>	<p>14. (ATM 機故障時等の取扱い)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 前記(1)により払出または返済する場合には、お客さまは、<u>当行が定める請求書</u>または入金票に氏名および金額を記入のうえ、クイックカードとともに提出するものとします。</p> <p>(3) 停電、故障等により ATM 機による振込みができないときは、お客さまは、前記(2)により当行本支店の窓口で、クイックカードにより払出</p>

改 定 前	改 定 後
<p>り払出したうえ、窓口で、<u>当行所定</u>の手続により振込みを行うものとします。</p>	<p>したうえ、窓口で、<u>当行が定める</u>手続により振込みを行うものとします。</p>
<p>15. (期限前の全額返済義務)</p> <p>(1) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行から通知催告等がなくても、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。</p> <p>①前記6に定める約定返済を遅延し、<u>翌々月末日(銀行休業日の場合は前営業日)</u>に<u>いたっても返済しなかったとき</u>。</p> <p>②支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>③預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>⑤住所変更の届出を怠るなどにより、<u>当行において所在が不明となったとき</u>。</p> <p>(略)</p> <p>⑦相続の開始があったとき。</p> <p>⑧八十二信用保証株式会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>⑨当行が返済用口座を「八十二総合口座取引規定」により取引の停止、または解約をしたとき。</p> <p>(略)</p>	<p>15. (期限前の全額返済義務)</p> <p>(1)お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行から通知催告等がなくても、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。</p> <p>①前記6に定める約定返済を遅延し、<u>相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき</u>。</p> <p>②支払の停止または破産(削除)、民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>④預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>③手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>⑤住所変更の届出を怠るなど<u>お客さまの責めに帰すべき事由によって、当行にお客さまの所在が不明となり、当行が督促できないことが判明したとき</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>⑦八十二信用保証株式会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>⑧当行が返済用口座を「八十二総合口座取引規定」により取引の停止、または解約をしたとき。</p> <p>(略)</p>
<p>17. (解約等)</p> <p>(1) お客さまが本取引を解約する場合は、<u>当行所定の方法</u>により当行に通知して、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>17. (解約等)</p> <p>(1) お客さまが本取引を解約する場合は、<u>当行が定める方法</u>により当行に通知して、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>23. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、お客さまに補助・補佐・後見が開始された場合には、お客さま</p>	<p>23. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、お客さまに補助・<u>保</u>佐・後見が開始された場合には、お客さまは</p>

改 定 前	改 定 後
<p>は直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって <u>(追加)</u> 届け出るものとします。<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、<u>当行に届け出るものとし</u>ます。<u>また、お客さまの補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届け出るものと</u>します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>27. <u>(個人信用情報機関への登録)</u></p> <p>(1) <u>本取引についての貸越極度額、契約日、取引期間等の借入内容にかかる客観的事実について、契約期間中および本取引による債務を全額返済した日から5年を超えない期間、当行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意</u>します。</p> <p>(2) <u>次の各号の事実が発生したときは、当行は各号に定める期間その事実について前記(1)と同様に登録し、当行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員は前記(1)と同様に利用することができるものと</u>します。</p> <p>① <u>本取引による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、返済した日から5年を超えない期間。</u></p> <p>② <u>本取引による債務について保証会社等第三者から当行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより当行が回収したときは、その事実発生日から5年を超えない期間。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>30. (規定の変更)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>27. <u>(公正証書作成義務)</u></p> <p><u>お客さまは当行から請求がある場合には、直ちにこの約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きを</u>します。<u>このために要した費用はお客さまが負担</u>します。</p> <p>30. (規定の変更)</p>

改 定 前	改 定 後
<p><u>この規定の内容を変更する場合（ただし、前記 5(5)により利率および損害金の割合が変更される場合を除く）、当行はあらかじめ変更内容および変更日をお客さまに対して当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。この場合変更日以降は変更後の内容により取引を行うものとします。</u></p>	<p>(1) <u>当行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>当行は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。</u></p>